



平成25年分住民税・国保税の申告受付が始まります

税務課 市民税係 ☎22-3148 ☎55-3148



平 成26年1月1日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、平成25年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、住民税申告又は所得税の確定申告を3月17日までに申告しなければなりません。

●**確認事項**
▼指定日にお越し頂くことが困難な場合は、最寄りの日の午後にお越しください。

**受付期間は、2月17日(月)から3月17日(月)まで
午前8時30分開場 受付時間：午前9時～午後4時**

所得税及び消費税・地方消費税の確定申告も、この日程で受け付けます。
一の宮会場・阿蘇会場では、e-Tax（国税電子申告・納税システム）がご利用いただけます。

月 日	会 場	対象となる行政区
2月17日(月)	【波野会場】 波野支所 西側会議室	榑木野、赤仁田、小園、小地野、笹倉、坂の上
2月18日(火)		大道、立塚、横堀、遊雀、中道、山崎、仁田水、中江、滝水
2月19日(水)	【阿蘇会場】 内牧支所 大会議室	内牧1区、内牧3区、内牧4区、西湯浦、宇土
2月20日(木)		内牧2区、南宮原、湯浦、深葉、折戸
2月21日(金)		内牧5区、成川、小里
2月24日(月)		西小園、浜川、鷲の石、原の口、山田、小倉、西小倉、小池、新村
2月25日(火)		黒流町、今町、下の原、小野田町、本村、茗ヶ原、南黒川
2月26日(水)		東黒川、元黒川、北黒川、黒川千丁
2月27日(木)		下西黒川、乙姫
2月28日(金)		上西黒川、永草、枳
3月 3日(月)		赤水、狩尾1区、車帰
3月 4日(火)		狩尾2区、狩尾3区、跡ヶ瀬、的石
3月 5日(水)	【一の宮会場】 本庁 北側別館 大会議室	上役犬原、下役犬原、西町、道尻
3月 6日(木)		坊中、竹原、蔵原
3月 7日(金)		西1区、福原、馬場、豆札、古城1区、古城2区、古城3の1区、古城3の2区
3月10日(月)		西2区、古城4区、古城5の1区、古城5の2区、古城6区、古城7区、原口
3月11日(火)		町1区、町2区、北1区、北2区、東1区、東2区
3月12日(水)		東3区、西3区、分1区、分2区
3月13日(木)		塩塚、古閑、神石、福岡、上町、東仲町、西仲町、下町、桜町
3月14日(金)		古神1区、古神2区、上井手、下井手、中原、西井手、上西河原、下西河原
3月17日(月)		上東下原、下東下原、西下原、片隅、荻の草、舞谷、古神3区、分3区

※日程は、地理的条件や前年の申告状況により、日ごとの来場者数に偏りがでないよう地区割しています。
また、申告期間中、指定した会場以外での受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

申告

申告受付会場へ
ご持参していただくもの



① 印鑑

② 所得の計算に必要なもの
〔営業等所得、農業所得又は不動産所得〕
▽営業等所得、農業所得又は不動産所得
▽収支内訳書▽売上帳▽仕入帳
▽通帳▽領収書など▽肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合は、肉用牛売却証明書

〔給与所得・雑所得（公的年金など）又は退職所得〕
▽給与所得などの源泉徴収票

〔一時所得〕

▽個人年金や生命保険などの満期や一時金、解約があった場合は、その返戻金通知書など

〔譲渡所得又は山林所得〕

▽土地や建物、山林などの資産を譲渡（売買、収用など）した場合、その契約書や証明書など

〔配当所得〕

▽配当所得などの源泉徴収票や支払通知書など

③ 所得控除の計算に必要なもの

〔医療費控除〕

▽本人または生計を一にする配偶者や親族のために、支払った医療費の領収書

〔社会保険料控除〕

▽国民年金保険料及び国民年金基金掛金などの控除証明書

▽国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び農業者年金保険料などの領収書

〔生命保険料控除〕

▽生命保険契約などに基づいて支払った一般の生命保険料、個人年金保険契約などに基づいて支払った個人年金保険料、介護医療保険契約などに基

づいて支払った介護医療保険料の控除証明書

〔地震保険料控除〕

▽家屋または生活用資産などを保険の目的とした地震保険契約などに基づいて支払った保険料の控除証明書

〔障害者控除〕

▽本人または生計を一にする配偶者や親族の、心身に障害のある方を証明するもの（障害者手帳など）

〔九州北部豪雨により被害に遭われた方〕

〔雑損控除〕

▽平成24年分の申告の際に雑損控除の適用を受けた方は、繰越額などの確認に必要な場合がありますので、『平成24年分確定申告書及び損失額の計算書などの控え』を持参してください。

▽災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した現状回復費用などは、雑損控除の対象となります。平成24年分申告以降に新たに支出したものがあれば、領収書などを持参してください。

▽平成24年分の確定申告において、雑損控除を適用することができないにもかかわらず、申告していない方については、平成24年分にさかのぼって申告することができます。

〔その他〕

▽非課税所得（遺族年金、障害者年金など）のみを有する方や所得の無かった方は、その旨を申告しなければ、健康保険税（料）などの軽減措置が受けられなくなります。

▽所得税においては、給与等の金額が2千万円以下である給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下である場合や、公的年金収入額が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告書の提出を要しないものとされていますが、住民税においては、20万円以下のその他の所得についても給与所得・公的年金に係る雑所得と合わせて申告書を提出する必要があります。

▽平成25年中にマイホームを持った方などで、住宅借入金等特別控除を受ける場合は、確定申告をする必要があります。▽所得及び所得控除の計算に必要なものが揃っていない場合は、申告をお受けできないことがありますので、ご注意ください。



案内

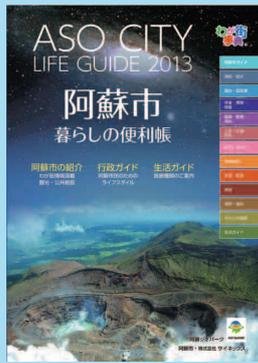
生活に役立つ行政情報誌「暮らしの便利帳」を発行します

総務課 秘書広報係 ☎22-3111 ☎55-3111

●暮らしの便利帳

この冊子は、官民協働事業により発行したもので、発行に必要な経費を事業者の広告により賄い、市が費用を負担することなく発行しました。

広告の申し込みをいただいた事業者の皆さまに心から感謝申し上げます。



市 役所での手続きや各種制度、観光情報などを掲載した行政情報誌「暮らしの便利帳」を発行します。皆さんのご家庭へは区長を通じて2月中旬から3月にかけて無料でお届けする予定です。生活に役立つ情報なども掲載してまいりますのでご利用ください。

なお、区への未加入などで「便利帳」が届かなかった世帯の方は、阿蘇市役所及び各支所、阿蘇図書館、一の宮図書館でお配りします。

確認

戸籍や住民異動の届は定められた期限内にご提出を！

市民課 戸籍係 ☎22-3135 ☎55-3135

戸 籍の届や住民異動の届は、届出期間が定められていますので、期限内にご提出ください。法令で定められた届出期間を経過すると、裁判所の判断で5万円以下の過料が科される場合があります。

●**戸籍届**
 ▼出生届 子どもが生まれた日を含めて14日以内
 ▼死亡届 死亡の事実を知った日を含めて7日以内

●**住民異動**
 ▼転入届 阿蘇市に住みはじめてから14日以内
 ▼転居届 転居した日から14日以内
 ▼世帯主変更 変更があった日から14日以内

▼**転出届** 転出をする前にあらかじめ阿蘇市で転出届を出してください。急にお引越しが決まり、届け出をするいとまがないような場合には、転出後14日以内に届け出をしてください。

転出届を出していただくと、転出証明書をお渡しします。転出先の市町村に転出証明書を添えて転入届の手続きをしてください。

日本医療機能評価機構認定病院 (病床260床) **阿蘇温泉病院** ☎0967-32-0881

内科・整形外科・リハビリテーション科・小児科・腎 泌尿器科・耳鼻咽喉科
皮膚科・眼科・歯科・産婦人科・内視鏡検査・緩和ケア相談・健康管理センター

受付時間 7:00~12:00、13:30~17:00 診療時間 8:30~12:30、14:00~17:30

ホスピス緩和ケア病棟・透析センター **桃花水** ☎0967-32-5250

要支援・要介護者を支援する
入所125床・通所リハ(70人)
介護老人保健施設
愛・ライブ内牧
☎0967-32-5511

介護が必要な在宅の皆様のご相談を受け付けます
居宅介護支援事業所 **春草苑**
訪問介護事業所
☎0967-32-4021

阿蘇五岳が一望できる
食事・天然温泉付き施設(定員50人)
社会福祉法人 **蘇峯会**
ケアハウス **茶寿苑**
☎0967-32-3955

施術前後で
源泉掛け流し温泉が利用可能
あそ整骨院
☎0967-32-5488
医療法人社団 **坂梨会**

広告

申請

【事業所の皆さまへ】競争入札参加資格審査申請書を受け付けています

財政課 管財契約係 ☎22-3204 ☎22-3204

- **受付期間** 2月3日(月)～2月21日(金)
※午前9時～正午及び午後1時～午後4時
※土曜、日曜、祝祭日は除きます。
- **受付場所**
〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地504番地1
阿蘇市役所 総務部 財政課 管財契約係 (本庁2階)
- **受付業種**
 - ▷ 建設工事
 - ▷ 測量・建設コンサルタント等
 - ▷ 物品・業務委託 (建設工事関係を除く)
- **提出方法** 持参または郵送 (2月21日必着)
- **有効期間**
平成26年4月1日から平成27年3月31日
- **提出書類**
 - ▷ 提出書類の詳細は財政課又は阿蘇市ホームページでご確認ください。
 - ▷ 様式は全て阿蘇市指定様式です。他の様式は使用できませんのでご注意ください。(一部任意様式可。)
 - ▷ 書類順にA4ファイルに綴じて提出して下さい。(金属・ホッチキス不可)
 - ▷ A4ファイルの表紙及び背表紙に「阿蘇市競争入札参加資格審査申請書」及び社名を明記してください。
- **その他**
 - ▷ 様式は阿蘇市役所財政課で配布するほか、阿蘇市ホームページからダウンロードできます。
 - ▷ 郵送で提出の際は、受付確認のための返信用封筒又はハガキを同封してください。

平 成26年度において、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の製造・修理・購入及び業務委託(建設工事関係を除く)に係る入札に参加を希望される方について、次のとおり「競争入札参加資格審査申請書」を受け付けています。

※今回は**追加受付**となりますので、平成25年度に申請をされ、希望業種の変更のない方は、申請の必要はありませんのでご注意ください。



風の通る呼吸する木の家

渡辺建設株式会社

〒869-2223 阿蘇市竹原4-1 TEL 0967-34-0257

info@t-watanabekensetsu.com

検索は 熊本 新築 渡辺建設 検索

注文住宅

リフォーム

古民家再生

昔ながらの生活で燻し磨かれた古材の活用、和の趣を活かす。

古民家一級鑑定士 渡辺富廣
伝統資材施工士

